

内閣府迎賓館 任期付職員の募集について

内閣府迎賓館では、育児休業中の職員に代わって、当館の業務を行う任期付職員（国家公務員の育児休業等に関する法律第7条第1項の規定による任期付職員）を募集いたします。

1. 採用内容

官 職：内閣府事務官（係員級）

配 置 先：迎賓館総務課

募集人員：1名

採用期間：令和7年4月1日（予定）～令和8年3月31日（予定）

2. 職務内容

- （1）迎賓館の総合調整に関する業務
- （2）迎賓館法令案その他の公文書類の審査及び進達に関する業務
- （3）迎賓館の機構及び定員に関する業務
- （4）迎賓館の国会関係事務に関する業務
- （5）迎賓館の情報の公開に関する業務
- （6）迎賓館の保有する個人情報の保護に関する業務
- （7）迎賓館の所掌事務に関する政策の評価の総括に関する業務
- （8）迎賓館赤坂離宮前休憩所において行う赤坂迎賓館及び京都市に置かれる施設（京都迎賓館）を始めとする全国各地の観光資源の魅力に関する情報の発信に関する業務
- （9）迎賓館の所掌事務に関して行う広報に関する業務

3. 応募条件

次の条件を備えた方を希望します。

- （1）高等学校卒業程度（大学入学資格を有するもの）
- （2）基礎的なパソコン操作（Word、Excel等）に十分習熟していること。
- （3）英語力を有すること。（必須事項）

次のいずれかの条件を満たす方

- ・英検 2級以上
- ・TOEIC 600点以上
- ・その他 以上に類する試験（TOEFL等）において同等以上の英語力を有すると認められる方

4. 応募資格

次のいずれかに該当する方は、応募できませんのでご了承ください。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となる
ことができない者
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること
がなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を
暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入
した者
- (3) 平成11年改正前の民法規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱
を原因とするもの以外）

5. 応募要領

(1) 提出書類

ア. 履歴書（市販の用紙で可、写真添付）

イ. 業務経歴書（これまでに従事した業務の内容を具体的に記載したもの、A4
横書き）

ウ. 志望動機について記した小論文（400字程度）

(2) 提出方法

郵送（封筒の表面に、朱書きで「任期付職員応募書類在中」と記載のこと）

(3) 書類送付先及び問合せ先

〒107-0051 東京都港区元赤坂2-1-1

内閣府迎賓館総務課 担当：藤原、大橋

TEL. 03-3478-1161（直通）

(4) 応募締切

令和7年3月24日（月）必着

※選考は順次行い、採用者が決定次第、締切とさせていただきます。

(5) 選考方法

1次選考 書類審査

2次選考 面接

※ 書類審査の結果、2次選考(面接)を行うこととなった方には、2次選考
の日時場所等をご連絡いたします。

※ 応募書類は返却いたしません。選考のみに使用し、使用後は責任を持っ
て破棄いたします。

6. 勤務条件

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律及び内閣府本府職員の勤務時間等に関する訓令による。

雇用形態：任期付職員

賃金形態：月給制

勤務時間：原則として午前9時30分～午後6時15分

（正午から午後1時までの60分間は休憩時間。必要に応じ超過勤務あり。）（原則として、週休日は土日となる。）

勤務地：東京都港区元赤坂2-1-1 内閣府迎賓館



<交通アクセス> JR、地下鉄丸ノ内線、南北線 四ツ谷駅徒歩7分

7. 給与等

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給します。

8. その他

- ・応募の秘密については厳守いたします。
- ・最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職していただく必要があります（休職は不可）。
- ・採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- ・採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、あらかじめカードの取得手続きをしていただくこととなります。